

地方独立行政法人宮城県立病院機構 財産保険仕様書

I 共通事項

1 保険契約者

地方独立行政法人宮城県立病院機構

2 被保険者

地方独立行政法人宮城県立病院機構

病院名及び所在地

宮城県立精神医療センター（名取市手倉田字山無番地）

宮城県立がんセンター（名取市愛島塩手字野田山 47-1）

3 保険期間

令和7年4月1日午後4時から令和8年4月1日午後4時まで（1年間）

4 保険料支払方法

一時払い（保険料払込猶予特約条項（地方独立行政法人用）付帯）

5 その他

本仕様書の内容を満たすものである場合、保険種目、特約条項等の名称は問わない。

II 財産保険内容

1 保険種目（適用約款）

火災保険普通保険約款（一般物件用）、住宅火災保険普通保険約款と同内容以上とする。

2 保険対象物件（詳細は、「資料1 財産保険対象物件明細書」を参照のこと。）

①建物及びこれに付帯する設備一式（門、フェンス、外柵等は建物に含む。）

②医療機器、什器・備品一式

③屋外構築物一式

3 契約方式

支払限度額及び免責金額を設定する方式

4 付帯する特約条項

①保険料払込猶予特約条項（地方独立行政法人用）

②代位求償権不行使特約条項

※地方独立行政法人宮城県立病院機構の職員並びに宮城県立精神医療センター及び宮城県立がんセンターの利用者に対する代位求償権を不行使とすること。ただし、代位求償権不行使対象者の故意または重大な過失によって生じた損害に対してはこの限りでない。

③テロ危険等不担保特約条項

④臨時費用保険金不担保特約条項

⑤地震火災費用保険金不担保特約条項

5 保険の内容

(1) 補償範囲 下記事故による損害について、てん補すること。

①損害保険金

- ア 火災による損害
- イ 落雷による損害
- ウ 破裂・爆発による損害
- エ 風災、ひょう災、雪災による損害

②上記事故に伴う費用保険金

- ア 残存物取片付費用保険金
- イ 修理付帯費用保険金
- ウ 失火見舞費用保険金
- エ 損害防止費用保険金

(2) 保険金額

保険金額合計 7, 150, 767, 827円

(詳細は、「資料1 財産保険対象物件明細書」を参照のこと。)

(3) 支払限度額及び免責金額

担保危険	支払限度額	免責金額
火災、落雷、破裂・爆発	20億円	50万円
風災、ひょう災、雪災	10億円	20万円

※ 1事故あたりの支払限度額は自動復元し、期間中限度額は設定しない。

ただし、1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えたときは自動復元しない。

※ 風・ひょう・雪災の免責金額はフランチャイズ免責とする。

6 主な免責事由

- ① 保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人（法人の業務を執行するその他の機関）による故意もしくは重大な過失又は法令違反
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性、その他の有害な特殊又はこれらの特性による事故

7 自動担保

1構内における追加物件の価格が契約締結時における保険金額の30%（20億円限度）以下であるときは、追加物件を取得した旨の通知がなされない場合であっても、追加物件を

取得した日から保険期間満了時までの期間に限りその物件について生じた損害についても自動担保するものとする。

8 保険料の精算

保険期間中の保険料の精算は省略することとし、追加物件の取得日もしくは除却日から保険期間満了までの未経過期間について日割で計算した保険料を保険期間満了後、速やかに精算するものとする。

ただし、追加物件の価格が契約締結時における保険金額の30%（20億円限度）を超えた場合、ただちに通知、精算するものとする。また、自動担保累計額を減額させるため、随時追加物件に対する追加保険料の精算が行えるものとする。

Ⅲ その他

- 1 本仕様書記載の特約条項以外で保証範囲を縮小する特約は一切付帯しないものとする。
- 2 本仕様書に明示のないもの、又は疑義があるものについては、地方独立行政法人宮城県立病院機構と落札者が協議の上、決定するものとする。

Ⅳ 資料

- 資料1「財産保険対象物件明細書（総括表）」
 - ・資料1－1「財産保険対象物件明細書（建物及び構内医療機器等）」
 - ・資料1－2「財産保険対象物件明細書（屋外構築物）」
- 資料2「宮城県立病院機構の施設概要及び防火管理体制等」
 - ①宮城県立精神医療センター
 - ②宮城県立がんセンター